

令和2年度「県内一斉少年補導」浜松市実施要領

1 目的

学齢期の青少年の問題行動が多くなる傾向のある長期休業を迎えるに当たり、市内において、一斉に少年補導を行い、青少年の非行を未然に防止するとともに、青少年健全育成に関する市民意識の高揚を図る。

2 実施主体

静岡県青少年対策本部、浜松市、浜松市教育委員会

3 参加者

浜松市関係職員、浜松市青少年育成指導員、小・中・高等学校生徒指導担当職員、PTA役員、健全育成会役員、浜松市内警察署職員、少年サポートセンター職員、少年指導委員、少年警察補助員、自治会役員 等

4 実施時期

令和2年7月17日(金)、12月22日(火) 予定、午後3時50分から1時間程度
※各小中学校区における補導活動は、各学校の終業日や地域の行事等、各校区の実情に合わせて設定する。

5 集合場所・時間

浜松駅周辺補導：浜松駅北口広場「キタラ」 午後3時50分から
各校区補導：各学校の実情に応じて決定する。

6 実施場所

- (1) 繁華街、盛り場、路上、大型店舗、コンビニエンスストア、書店、ビデオ店、がん具店、ゲームセンター、総合アミューズメント、リサイクルショップ、パチンコ店、カラオケ店、映画館、インターネットカフェ・漫画喫茶、駅構内、その他青少年のたまり場となりやすい場所や青少年の立入が禁止されている場所
- (2) 公園、広場、寺社の境内、駐車場、海岸、河原等
- (3) 図書・ビデオテープ・DVD等自動販売機設置場所
- (4) その他不良行為の行われやすい場所

7 実施内容

- (1) 重点補導事項 ア)盛り場はいかい イ)不健全娯楽、金銭乱費 ウ)万引き
エ)不良交友、性の逸脱行為 オ)飲酒、喫煙 カ)シンナー等薬物乱用
- (2) 指導上の留意点
ア 補導活動は必ず2人以上で行う。
イ 愛情と善意を基本に、自然な態度で少年に接し、反抗心や恐怖心を起こさせないように配慮する。
ウ 補導(声掛け)した無職少年に対しては、就労・就学への啓発を行う。
エ 店舗に立ち入って補導する場合、店員等店の承諾を得てから行う。
オ 営業の妨げとなる恐れがあるため、小規模店舗に対しての入店人数については配慮する。